

第2号様式

鹿児島県警察の表彰に関する訓令（概要）

（平成10年12月28日 鹿児島県警察本部訓令第57号）

本訓令は、警察本部長が行う表彰のほか、鹿児島県警察の表彰に関し必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 訓令の目的
- 本部長表彰の種類
- 警察功績賞、賞詞、賞状、賞誉及び感謝状の授与
- 副賞の授与
- 死亡又は退職時の表彰
- 所属長等の表彰

等である。